



社会保険労務士安川事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-5-1-1206

TEL 03-5778-9385 FAX 03-5778-9386

所長あいさつ

当事務所は開業して25年目になります。

私安川がこの社労士業界に入り30年余り経ちましたが、その30年の内に社会の労務管理に対する認識が非常に高くなってまいりました。

「働き方改革」が大きく取り上げられている今、日本の社会は大きく変わろうとしています。

その中でも大きく取り組まれようとしているのは、従業員の労働時間です。

「営業社員は社外であり時間なんて把握できないから、固定の営業手当を付ければ残業代なんてつけない。」そんな時代もあったかもしれませんが、たとえ営業社員であってもしっかりした時間管理が求められ、全従業員に対する労働時間管理はより厳しく企業側にも義務付けられるようになってきました。

そういう時代の流れや法律改正に伴い就業規則等を変えていかなければなりません、いくら立派な就業規則や賃金規定を作成したからといって、時間外労働手当や休日労働手当を未払いにすることはできません。

企業は従業員の労働時間をしっかりと管理し、時間外労働や休日労働が発生した場合においては、それらの手当を支払う義務があるのです。

また、会社が「この従業員は管理監督者だから残業代は支給しない。」という解釈(労基法第41条)においても、たとえその会社で課長や支店長の立場であっても、労働基準法上の管理監督者とは認められないケースが多く見受けられます。

しかし、社会が考えているのはそもそも残業代や休日手当を払わなければならない云々の問題だけではなく、いかに残業時間や休日労働時間を減らすかが問題なのです。

そういった課題等を法的解釈もふまえて会社様に根気よく丁寧にご説明していき、それらの課題を会社様と一緒に解決していきたいと思っております。

事務所概要

名 称	社会保険労務士安川事務所
所 在 地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-5-1-1206 電話 03-5778-9385 FAX 03-5778-9386
事務所開業	1996年7月1日
所 長	安 川 裕
業 務 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働保険社会保険の加入脱退手続き 2. 電子申請による労働保険の年度更新事務、社会保険の算定事務 3. 各種給付金の請求、申請手続き 4. 電子申請による日常的な労働保険社会保険の事務手続き 5. 年金相談と請求手続き 6. 就業規則その他諸規程の作成変更手続き 7. 雇用問題の相談、改善、アドバイス 8. その他、労務管理のコンサルティング業務

所長 プロフィール

氏 名	 安川 裕 (やすかわゆたか)
資 格	特定社会保険労務士 登録番号 13910250
経 歴	専修大学商学部会計学科卒業 1987年 渋谷支部社会保険労務士あいざわ事務所入所 1991年 社会保険労務士試験合格 同年登録 1996年 社会保険労務士安川事務所開業 東京都社会保険労務士会渋谷支部の幹事 を歴任 東京SR経営労務センター理事 (業務委員等) を歴任 2008年 紛争解決手続き代理業務試験合格 特定社会保険労務士
所属団体	東京都社会保険労務士会 会員番号 1313261 東京 SR 経営労務センター(労働保険事務組合)会員

事務所特徴

□ 事務処理の円滑化

「今まで事務手続一切を任されていた事務職員が事務引継もしないまま突然退職し、例年行なわれていた労働保険申告書、社会保険の算定基礎届等の事務手続がわからなくなってしまい、困ってしまった」という話をよく聞きます。

アウトソーシングは必要なのです。

また、「せっかく外部に委託していたのだが、その委託先もしょっちゅう事務員が入れ替わり、その度に事務も繁雑になって困っている。」という話も聞きます。

当事務所にお任せすれば、こういう問題は起こりません。

私所長自らが窓口となり、社員一人一人の社会保険関係のデータを管理し、事務を円滑に処理致します。

また、当事務所は電子申請にて労働保険社会保険事務手続きを円滑に処理しますので、東京都内は勿論、関東はもとより日本全国何処の会社様にもご対応いたします。

□ 就業規則等の作成、変更、再チェック

常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。(労基法第 89 条)

しかし、10 人未満であっても何か労務上の問題が生じた時に、就業規則が必要な場合があります。

就業規則とは、会社内の法律であり、労働者を守るだけでなく、会社自体をも守る規則なのです。

社内のより良い環境作りは就業規則からです。

しかし、いくら立派な就業規則を作成しても、実態に即していなければ何の意味もありません。

また、意外と見落とされがちなのが、従業員に対しての就業規則の周知です。

当事務所は、御社の職場環境に合わせ、経営者も従業員も安心できる就業規則を作成するお手伝いをさせていただきます。

また、労基法をはじめ、様々な法律が目まぐるしく改正されます。

内容を変更せず古いままの就業規則だと、会社にとっても従業員にとっても不安材料を作ってしまうこととなります。

今ある就業規則の内容で大丈夫ですか？

法律の改正点をお知らせし、就業規則変更のアドバイスも致します。

□ 労務管理

労務管理とは、従業員を雇ってから退職させるまで全てを云います。

- 「こういう従業員を雇いたいのだが？」
- 「新入社員の賃金を設定したいのだが？」
- 「社員の賃金を見直したいのだが？」
- 「正社員やパートの残業の計算は？」
- 「休日と法定休日って違うの？」
- 「36協定って何？」
- 「変形労働時間制を導入したのだが？」
- 「パートに対する社会保険の適用は？」
- 「パートにも年次有給休暇ってあり？」
- 「社員に扶養家族が増えたのだが。」
- 「配置転換を考えているのだが？」
- 「社員の安全衛生管理は？」
- 「社員の定期健康診断は？」
- 「こういう社員が問題を起こしているのだが？」
- 「社員が勤務時間中に怪我をしたのだが？」
- 「入院が長期にわたりそうな社員がいるのだが？」
- 「どうやらメンタルになってしまった社員がいるのだが？」
- 「育児休業を申し出た社員がいるのだが？」
- 「60歳になった社員がいるのだが？」
- 「退職証明書って、何を記載すればいい？」
- 「あれ？ いつ法律が変わったの？」

様々な労務管理上の問題点やご質問について、法律的観点も交えてアドバイス致します。
また、労務管理がしっかり整備されている会社には優秀な人材が集まるのも事実です！
御社のしっかりとした労務管理を整備するお手伝いもさせていただきます。

□ 経営者と労働者のパイプ役

労働者にとって、経営者に言い難いことや悩みも多いはず！

しかし、会社にとって労働者の考えもまた貴重な意見だったりすることがあります。
労働者の意見を聞いてこそ問題点を見出し、またその解決策を見出すこともできます。
ケース・バイ・ケースによって、社労士の立場として労働者の意見を聞き、労務管理の
前進に役立てたいと思います。

□ 労使紛争等の事前防止と相談

当事務所では、労働関係 ADR(裁判外での紛争解決制度)によるあっせん代理もご依頼があれば勿論お受けしますが、一番大事なのは、そうなる前の事前防止にあると思います。事態が大事になる前にご相談ください。

問題拡大を最小限に抑え、労使間のより良い職場環境にしたいと思います。

□ 中小事業主等の労災特別加入（第一種労災特別加入）

一般的に労災保険は一般従業員(パートアルバイトも)に適用されますが、役員(事業主や家族従事者等)には適用されません。

しかし、労働保険事務組合へ委託すれば、そういった役員の方も労災保険に特別加入できます。

所長安川は東京 SR 経営労務センターに加入しておりますので、労災特別加入をご希望であれば社会保険労務士安川事務所を通じて東京 SR 経営労務センターにご加入していただき、その後の手続きもお受けいたします。

因みに、労働保険事務組合に加入できる事業主は会社全体で常時使用する労働者数が以下の事業主です。

金融、保険、不動産、小売、飲食業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

□ 1人親方の労災保険（第二種労災特別加入）

上記の東京 SR 経営労務センターは、建設業の一人親方(従業員を雇用していない事業主)の労災保険事務組合(東京 SR 建設業労災福祉協会)も併設しています。

因みに、一人親方の住所(居住地)が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県の方に限ります。

1人親方特別加入の手続きや更新手続き、そしてその後の万が一の事故の場合も私安川を通じて手続きをさせていただきます。

顧問報酬

顧問報酬とは、社会保険労務士業務のうち、労働基準法(就業規則等を除く)、労働者災害補償保険法、雇用保険法(高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付及び三事業の給付申請に係るものを除く)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険概算、確定保険料申告を除く)、労働安全衛生法(許認可申請等を除く)、健康保険法、厚生年金保険法(健保厚年標準報酬月額算定基礎届を除く)、国民年金法の8法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請等の提出代行若しくは事務代理並びに労働社会保険諸法令に関する事項の相談指導の業務を月単位として継続的に受託する場合に受ける報酬です。

当事務所は下記の表を基本としておりますが、受託範囲や契約内容等により、ご要望に合わせてお見積もりいたします。

□ 顧問報酬

従業員数	報酬月額(税別)
～10人	30,000円
11人～20人	35,000円
21人～30人	40,000円
31人～40人	45,000円
41人～50人	50,000円
51人～60人	60,000円
61人～70人	70,000円
71人～80人	80,000円
81人～90人	90,000円
91人～100人	100,000円
101人以上	別途お見積もり

上記の表においての従業員数の算出は、社会保険等加入の正社員等は1人とし、社会保険等未加入の短時間社員(パート、アルバイト)等は0.5人としてカウントします。

また、労働保険年度更新業務、健康保険厚生年金保険算定基礎届業務に関する報酬等は含まれておりません。

下記の手続き業務は別報酬となります。

□ 労働保険年度更新業務

従業員数	料金 (税別)
～10人	30,000円
11人～20人	35,000円
21人～30人	40,000円
31人～40人	45,000円
41人～50人	50,000円
51人～60人	60,000円
61人～70人	70,000円
71人～80人	80,000円
81人～90人	90,000円
91人～100人	100,000円
101人以上	別途お見積もり

□ 健康保険厚生年金保険算定基礎届業務

従業員数	料金 (税別)
～10人	30,000円
11人～20人	35,000円
21人～30人	40,000円
31人～40人	45,000円
41人～50人	50,000円
51人～60人	60,000円
61人～70人	70,000円
71人～80人	80,000円
81人～90人	90,000円
91人～100人	100,000円
101人以上	別途お見積もり

□ 健康保険厚生年金保険新規適用手続き スポットで

従業員数	料金 (税別)
～10人	80,000円
10人～49以上	100,000円
50人以上	別途お見積もり

□ 労災保険雇用保険新規適用手続き スポットで

従業員数	料金 (税別)
～10人	80,000円
10人～49以上	100,000円
50人以上	別途お見積もり

□ 雇用継続給付手続き

事務内容	料金 (税別)
60歳到達時賃金月額証明書	15,000円
高年齢雇用継続給付支給申請書	10,000円
休業開始時賃金月額証明書	15,000円
育児休業給付金支給申請書	10,000円
介護休業給付金支給申請書	10,000円

□ 就業規則等

事務内容	料金 (税別)
就業規則新規作成	200,000円
就業規則変更	100,000円
諸手当新規作成	100,000円
諸手当変更	50,000円

□ 労働者派遣事業許可申請

事務内容	料金 (税別)
労働者派遣事業許可申請	200,000円
労働者派遣事業廃止届	80,000円
その他の申請、変更等	50,000円

□ 各種助成金申請手続き

着手金30,000円 (税別) + 助成金額の20%

- * スポットでの各種助成金申請のみの受託は行っておりません。
- * 申請時において就業規則変更手続きの事案が発生した場合は別途ご請求致します。

□ 各種年金裁定請求 スポット 社員個人から

事務内容	料金（税別）
老齢年金裁定請求	20,000円
遺族年金裁定請求	30,000円
障害年金裁定請求	50,000円

□ 相談等報酬 スポットで

労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じる場合に受ける報酬
1時間につき10,000円

* 立会調査につきましては毎月の顧問契約をさせていただいている会社様のみ
お受けいたします。

□ 相談業務のみの顧問報酬

行政機関等に提出する書類の作成、申請等の提出は会社様で手続きをされ、電話やメール等でのご相談や
法令解釈等のご質問への回答、法改正のメール等での随時発信等相談業務のみの場合は、会社様の規模に
かかわらず、月額20,000円（税別）を基準とさせていただきます。

□ その他の事案に関しては、別途協議の上決めます。

□ 契約時

こちらから御社にお伺いし、契約内容等詳細をご説明いたします。
まずは社会保険労務士安川事務所にご連絡下さい。

個人情報保護指針

法令の遵守 コンプライアンス

当事務所は会社様からお預かりした個人情報を、個人情報保護法、社会保険労務士法その他の基準に従い厳格に管理し、個人情報を守ります。

利用目的

当事務所は会社様からお預かりした個人情報を、社会保険労務士法に定める業務およびそれに関連する業務上必要な範囲に限定し、それ以外の目的には使用しません。

外部へ

当事務所は会社様からお預かりした個人情報を、外部の団体その他の組織に提供、共有することは一切ありません。

また、第三者に提供することも一切ありません。

個人情報の廃棄

当事務所は会社様からお預かりした個人情報の法定保存期限が過ぎた時は、確実な方法により破棄いたします。

安全対策(セキュリティ)

WEB 上での個人情報への不正アクセスを防ぐべく、当事務所で使用するパソコンはファイヤーウォール、その他ウイルスチェック機能を万全装備して管理に努めます。

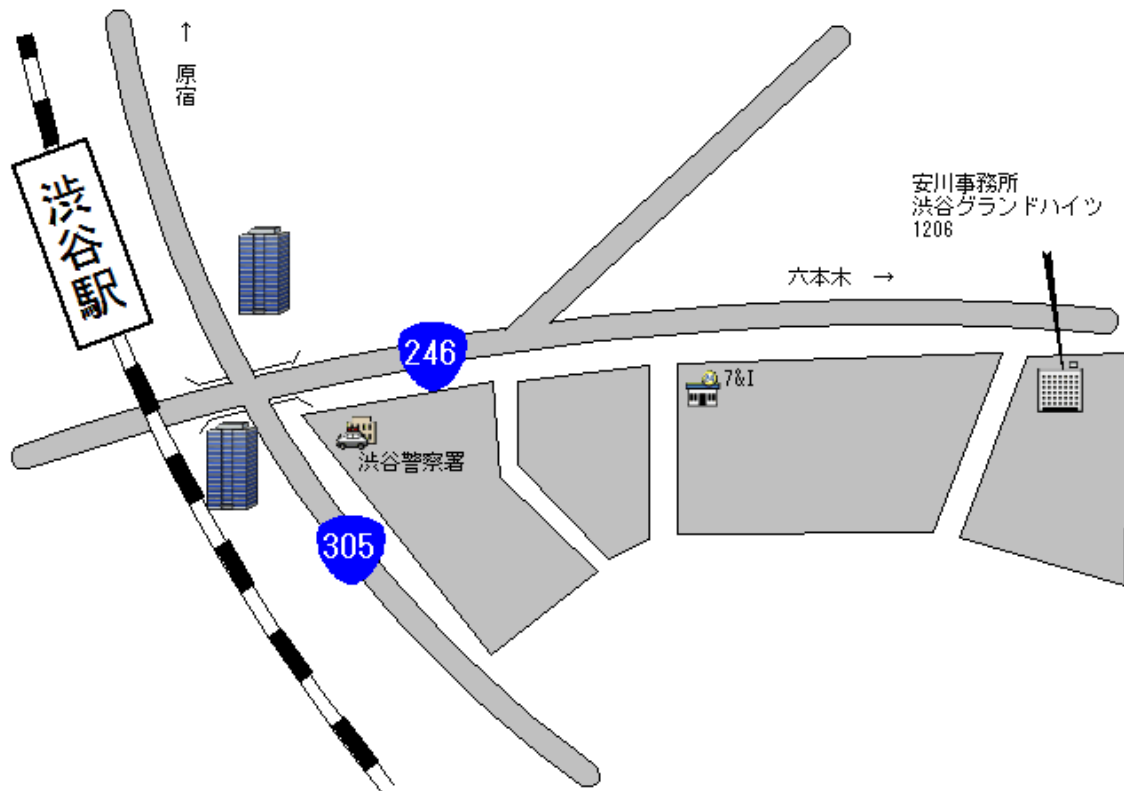
窓口

個人情報に関するお問い合わせは、下記にご連絡下さい。

社会保険労務士安川事務所 安川 裕

TEL 03-5778-9385

アクセス



交通機関

JR 山手線、埼京線、湘南新宿ライン

京王井の頭線

東急東横線 田園都市線

地下鉄銀座線、半蔵門線

渋谷駅南口から徒歩5分

渋谷警察署交差点(地上出口16C)から国道246を六本木方面に歩いて徒歩2分